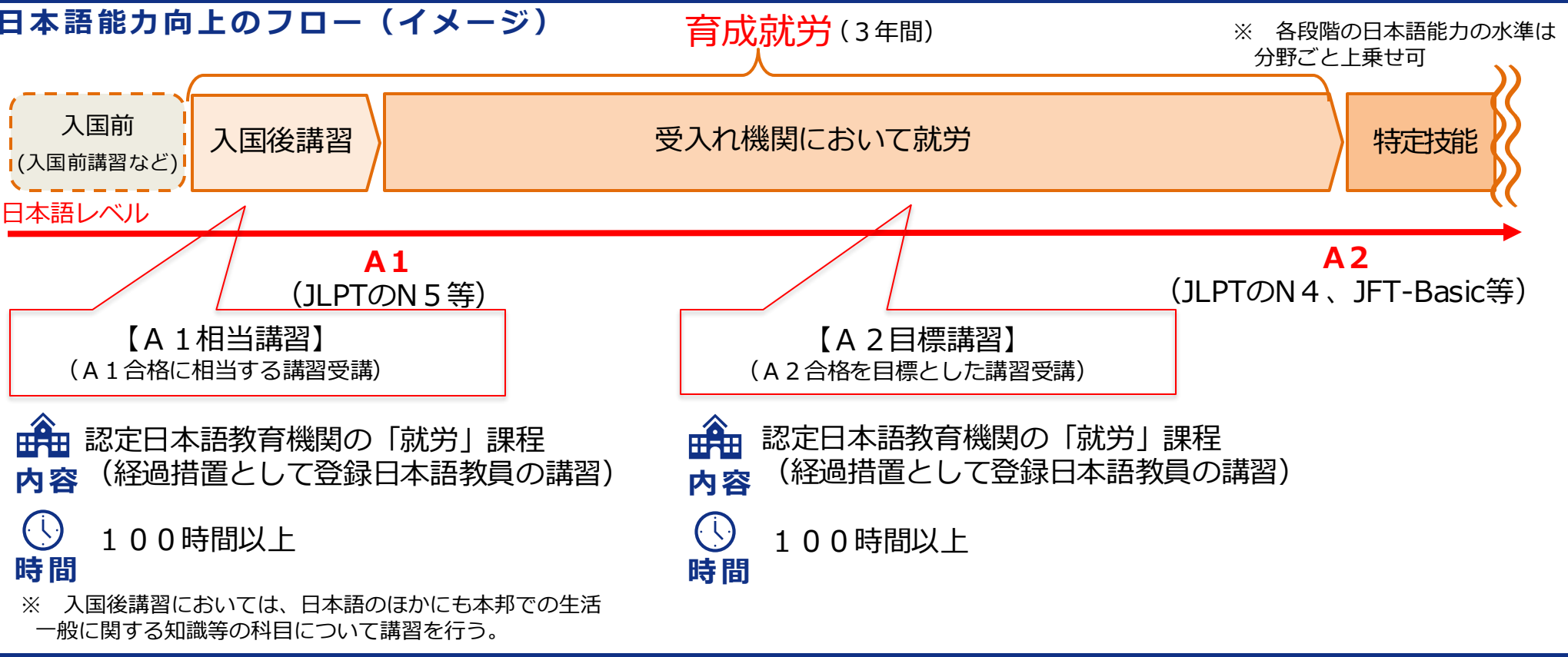


育成就労制度における日本語能力向上のための施策について



- ! A 1 相当講習・A 2 目標講習を提供することは受入れ機関の義務（費用の負担が必要）
※ A1・A2 相当の試験に事前に合格している者には受講させる必要はない。
- ! A 1 相当講習・A 2 目標講習は、オンラインで受講することも可能だが、双方向で同時にコミュニケーションを取れるものであるなど一定の要件を満たす必要がある。

